

社会福祉法人 邦知会
ケアハウス リバーサイド広沢運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦知会が設置経営する、ケアハウスリバーサイド広沢（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営の方針)

第2条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアハウス リバーサイド広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-3

(入居定員及び居室数)

第4条 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 15人
- 二 居室数 個室15室

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、別表に定めるとおりとし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種及び数)

第6条 施設に次の職員を置く。

- 一 施設長 1名
 - 二 生活相談員 1名
 - 三 介護職員 1名
- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- 二 生活相談員
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 介護職員
入居者の日常生活の援助、自立支援及び軽微な介護業務に従事する。

第3章 入居及び退去

(入居者の資格)

第8条 施設に入居できる者は、次の各号にすべてに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上である者。
- (2) 身体機能の低下等が認められる者、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって日常生活が独立して自立できている者。
- (3) 家族と同居及び援助を受けることが困難な者。
- (4) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能なる者。
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (6) 保証人及び身元引受人が得られる者。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(退去)

第9条 入居者が次の各号の一に該当する場合には入居契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から退去届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により入居契約を解除したとき。

(入居契約の解除)

第10条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めるときは入居契約を解除することができる。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって入居承認をうけたとき。

- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
 - (3) 要介護状態の進行により必要な介護等を受けることができない場合。
 - (4) 身体又は精神的疾患のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
 - (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
 - (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
 - (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる事由が生じたとき。
- 2 施設長は、入所時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合具体的に理由を文書により通知する。

(入居契約解除時の居室の原状回復)

第 1 1 条 入居契約の終了及び解除時における居室の原状回復費用は入居者及び保証人負担とする。

第 4 章 入居者に提供するサービスの内容

(食事の提供)

第 1 2 条 施設は、入居者に対し毎日 3 回食事の提供を行う。ただし、入居者より予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7 時 3 0 分 ~ 8 時 3 0 分
- (2) 昼食 1 2 時 0 0 分 ~ 1 3 時 0 0 分
- (3) 夕食 1 8 時 0 0 分 ~ 1 9 時 0 0 分

3 施設は食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第 1 3 条 入浴は隔日以上とし、施設職員は入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 入居者に対する個別の入浴介助は原則として行わない。ただし、介助を必要とする状態となった場合は、施設は介護保険をはじめ各種の在宅サービスによる入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努める。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

(相談、援助)

第 1 4 条 施設は、入居者またはその家族に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行う。

(協力医療機関等)

第 1 5 条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県知事に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

協力医療機関等

- (1) 藤井内科医院 内科
所在地：群馬県桐生市境野町6丁目1463-1
- (2) 菊地医院 内科
所在地：群馬県桐生市琴平町2-47
- (3) 東邦病院 総合病院
所在地：群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地
- (4) 恵愛堂病院 内科 外科 整形外科
所在地：群馬県みどり市大間々町504番地の6
- (5) 桐生厚生総合病院 総合病院
所在地：群馬県桐生市織姫町6-3
- (6) 加孝歯科クリニック
所在地：群馬県桐生市広沢町7丁目5310

(健康の保持)

第16条 入居者の健康管理を確保するため定期的に健康診断を受ける機会を提供することとする。

- 2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第17条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設は

サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

- 2 施設サービスの提供にあたっては、入居者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 3 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(居宅介護サービスの利用)

第18条 施設は、本ケアハウス利用に付随するものとして、利用を希望する入居者に対して特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の規程に基づき利用契約を締結のうえ、別途介護等サービスを提供するものとする。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

- 2 入居者は、身体状況の変化等により要介護・要介護認定を受け、介護サービス、生活援助サービスを利用することができるものとする。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。
- 3 前項の場合、必要に応じて申請手続きの援助を行い、サービス利用に関しては、居宅介護支援事業所、各サービス事業所と連携を図るものとする。

(専用居室)

第19条 専用居室は、原状のまま使用する。

- 2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行う。
- 3 入居者が故意又は重大な過失により専用居室を破損、破壊したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
- 4 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第20条 入居者が次の一に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) その他居室の変更が必要と認められるとき。

(外出及び外泊)

第21条 入居者は、外出しようとするときは、外出届に所要事項を記入するものとする。

- 2 入居者は、外泊する時には外泊届に所要事項を記入し事前に施設長に届け出るものとする。

(緊急時の対応)

第22条 入居者は、身体の状況の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応をもとめることができる。

- 2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも

速やかに連絡する。

(来訪者)

第23条 入居者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿を記入するものとする。

- 2 入居者は来訪者を自室に宿泊させようとするときは、必ず事前に施設長の承認を受けなければならない。
- 3 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(小動物の飼育)

第24条 入居者は、施設の承認を受けたうえで、専用居室において、小鳥及び小型魚類の飼育をすることができる。ただし、承認を受けた場合であっても、他の入居者に迷惑が及ぶときは、これを禁止する。

第6章 非常災害対策

(夜間の管理)

第25条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。あわせて、隣接する関連施設の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるように万全の対策を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第26条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 施設長は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、年二回避難・救出訓練等を実施するものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(入居者留意事項)

第27条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める入居者留意事項を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(施設内の禁止行為)

第28条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(個人情報の保護)

第29条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(衛生管理等)

第30条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施
- 2 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情等への対応)

第32条 施設は、その行った処遇に関する入居者及びその家族からの苦情又は要望に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付窓口を設置し、苦情等を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者又はその家族に報告することとする。

- 2 施設は、苦情等受付の窓口（受付担当者やご意見箱の設置場所等）や苦情等解決のための手続きについて、入居者及び施設職員等に対して周知を図るものとする。

(重要事項の揭示)

第33条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域社会との連携)

第34条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

(記録の整備)

第35条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 一 入居者に提供する具体的なサービスに関する計画
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第31条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 四 第32条に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第37条に規定する身体拘束のその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項の記録

(虐待防止のための措置に関する事項)

第36条 施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第37条 施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、施設の円滑な運営を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(研修の機会の確保)

第39条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 法人研修計画による

(その他運営に関する重要事項)

第40条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(改正)

第41条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附則（施行）

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和1年10月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表

＜ケアハウス リバーサイド広沢 入居者利用料徴収額一覧表＞

(単位：円)

対象収入による階層区費	入居者からの利用徴収額（月額）			
	事務費	生活費	管理費	合計
1 1,500,000 円以下	10,000	48,764	15,000	73,764
2 1,500,001～1,600,000 円	13,000	48,764	15,000	76,764
3 1,600,001～1,700,000 円	16,000	48,764	15,000	79,764
4 1,700,001 円以上	18,360	48,764	15,000	82,124

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 冬期加算（11月～3月）2,710円。

(その他の料金)

内 容	金 額
電気代	基本料 1 か月につき 885 円
	使用料 メーター計測により、要した額の実費
水道代	基本料 1 か月につき 1,760 円
	使用料 1 か月につき 1,000 円
外泊時等 1 日欠食代返金額	690 円
駐車料金	1 か月につき 2,000 円
退去時居室クリーニング代	27,500 円
その他諸費用実費	その他入居者の負担が適当と思われる費用が生じた場合は、要した額の実費